

障害者雇用の進め方

1

ハローワーク等との相談

仕事内容や労働条件、募集方法、助成金の活用方法などを相談（ハローワークや関係機関と）

2

障害理解を深める

- ・ 障害特性についてのセミナーの受講
- ・ 就職に向けた準備を行っている機関（就労移行支援事業所等※）の見学等

3

見学・実習

応募前の職場
見学・数日間の
実習
〔広報や運営を
ハローワーク等
がサポート〕

選考・採用

4

定着支援

就職後、
ハローワークや
関係機関が定着
についてのご相談
をお受けします

※就労移行支援事業所とは・・・

就労を希望する障害者の方に対して就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を実施。（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスのひとつ）

▶お近くの事業所は「障害福祉情報サービスかながわ」で検索できます